

# 1. 大阪体育学会会則

平成元年9月17日制定

## 第1章 総 則

第1条 本会は大阪体育学会（英文名：Osaka Society of Physical Education）と称する。

第2条 本会は体育に関する科学的研究をなし、体育学の発展をはかり、体育の実践に寄与することを目的とする。

## 第2章 事 業

第3条 本会は前条の目的を達するため次の事業を行う。

- 1) 学会大会の開催
- 2) 研究会、講演会等の開催
- 3) 機関誌「大阪体育学研究」並びにその他の出版
- 4) その他本会の目的に資する諸事業

第4条 本会の事業を推進するために領域別の研究会および各種委員会（特別委員会を含む）を置くことができる。これらについては別に規程を定める。

## 第3章 会 員

第5条 本会は第2条の目的に賛同する者を以て組織する。

第6条 会員の種別は次の通りとする。

- 1) 正 会 員：正会員より推薦された個人で、会長が承認したもの。
- 2) 名誉会員：本会に貢献のあった者で、理事会が推薦し総会の承認を受けたもの。  
なお、名誉会員については別に規程を定める。
- 3) 賛助会員：本会の目的に賛同する団体および個人で、理事会により承認されたもの。
- 4) 臨時会員：他学会所属会員で、かつ大阪体育学研究に受理された投稿論文の共同研究者や学会発表を希望する者はその年度のみ会員とし、会長が承認したもの。

第7条 会員は、本会の機関誌その他研究情報に関する刊行物等の配布を受けることができる。また、所定の手続きを経て、本会の行うあらゆる事業に参加することができる。

第8条 会員で2ヶ年会費を納入しない者は退会したものとみなす。会員が学会の名誉を傷つけた場合や学会の目的に違反した場合は、総会の議を経て、会長が除名することができる。

第9条 会員情報は大阪体育学会事務局が管理する。

#### 第4章 機関および役員

- 第10条 本会の運営は次の機関による。  
1) 総会 2) 理事会
- 第11条 本会に次の役員を置く。  
会長1名 副会長2名 理事長1名 理事若干名 監事2名
- 第12条 会長、副会長、理事および監事は正会員より選出する。
- 第13条 会長は本会を代表して会務を統轄し、総会の議長となる。
- 第14条 副会長は会長を補佐して会長に事故のある時はその会務を代行する。
- 第15条 総会は、会長の招集の下に毎年1回開催し、出席者を以て構成し、重要事項を審議する。出席者の2/3以上を以て決議並びに承認する。臨時総会は必要ある場合、これを開くことができる。
- 第16条 理事会は会長、副会長および理事を以て構成する。理事会は理事長を選出する。理事長は理事会を代表し議長となる。理事会は理事長がこれを招集する。
- 第17条 理事会は随時開催し、理事の1/2以上を以って構成し（委任状を含む）会務を処理する
- 第18条 監事は会計を監査する。
- 第19条 会長、副会長、理事および監事の選出は隔年これを行う。役員任期は2ヶ年とし、改選時の次年度の4月1日から始まるものとする。重任を妨げない。選出は別に定める役員選出方法に関する規程による。
- 第20条 理事会の議事は出席者の過半数を以って決する。

#### 第5章 会 計

- 第21条 本会の経費は次の収入による。  
1) 会費 2) 参加費 3) 他よりの助成金および寄付金
- 第22条 正会員の会費は4,000円とする。臨時会員は4,000円を納付する。
- 第23条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月末日までとする。
- 第24条 予算並びに収支決算は監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

#### 第6章 顧 問

- 第25条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会の推薦により、総会において決定される。

#### 第7章 雑 則

- 第26条 本会の事務局は原則として理事長の所属する研究室におくものとする。
- 第27条 本会の会則は総会の決議により変更することができる。

附則

- 1) 平成7年7月30日より施行する。
- 2) 平成12年3月20日より施行する。
- 3) 平成13年3月18日より施行する。
- 4) 平成14年3月24日より施行する。
- 5) 平成15年3月27日より施行する。
- 6) 平成17年3月28日より施行する。
- 7) 平成24年3月19日より施行する。
- 8) 平成27年3月16日より施行する。
- 9) 平成28年3月14日より施行する。
- 10) 平成29年3月13日より施行する。
- 11) 令和6年3月17日より施行する。

## 2. 役員選出方法に関する規程

(目的)

- 1 会則第19条による役員選出を円滑ならしめるために本規程を定める。

(選挙管理委員会)

- 2 会長は正会員の中から、選挙管理委員5名を委嘱し、選挙管理委員会（以下「選管委」という）を組織する。
- 3 選管委は会長の命により選挙に関する事務処理を行う。
- 4 選管委は互選により、委員長・副委員長各1名を選出する。委員長は選管委を代表し、その業務運営の責に任じ、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはこれを代行する。委員は選管委の業務を行う。

(被選挙権・選挙権の付与)

- 5
  - 1) 被選挙権は理事任期満了年度の前年度会員であり、選挙投票締切日において、引きつづき正会員である者に付与される。
  - 2) 理事任期中に65歳に達する会員は被選挙権を有しない。
- 6 選挙権は当該役員選挙開始日の6ヶ月前において、正会員である者に付与される。

(理事の選出)

- 7
  - 1) 理事には会員選出理事および会長推薦理事をおくものとする。
  - 2) 会員選出理事の選挙（理事選挙）は全会員の書面または電子投票による。選出定数は20名とする。
  - 3) 理事の当選者はそれぞれの得票数の順により、上位から定数までとする。ただし、女性理事の割合を少なくとも女性会員数を充分反映したものにしなければならない。また、当選者から辞退の申し出があった場合には、理事会において審議し、承認されたときには次点者を当選とする。
  - 4) 定数の境界に同点者が生じた場合は選管委がこれを抽選とする。
  - 5) 会長推薦理事は会長が推薦する。推薦定数は理事会において決定する。
  - 6) 日本体育・スポーツ・健康学会における大阪地域代議員が役員選挙により選出されなかった場合は、会長がこれを会長推薦理事として任命する。
- 8
  - 1) 理事選挙は、7名連記とする。理事に当選した会員によって理事辞退の申し出があることを周知する。
  - 2) 投票は、指定の期日までに選管委に到着したものをもち有効とする。

(会長・副会長・理事長選出)

- 9 会長、副会長、理事長は理事による互選とする。
- 10 会長の連続しての任期は3期（6年）までとする。
- 11 理事長の任期は原則として1期とする。

(監事の選出)

- 12 監事2名は正会員の中から会長が任命する。

附則

- 1) 平成23年3月20日より施行する。
- 2) 平成23年10月21日より施行する。
- 3) 平成28年3月13日より施行する。
- 4) 令和6年3月17日より施行する。

## 2-1. 役員選挙関連内規

### (目的)

- 1 会則第19条による役員選出ならびに役員選出方法に関する規程8を円滑ならしめるために本内規を定める。
- 2 会長、副会長、理事長の選出に関する運営は選挙管理委員会が行う。本会は当該年度の会長が召集し、選挙管理委員長が、議長となる。なお、本会は理事の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立する。

### (会長、副会長、理事長選出)

- 3 選挙は、会長、副会長の順に理事による単記無記名投票により行う。
- 4 会長は、有効投票数の過半数の票を得たものとする。過半数を得た者がいない時は、上位投票者2名について決選投票を行い、多数を得た者とする。なお、決選投票で得票数が同じであるときは抽選によって決定する。
- 5 副会長の選挙は、第一副会長、第二副会長の順に行う。第一副会長は、会長当選者を除く理事を被選挙人とし、有効投票数の過半数の得票を得た者とする。過半数を得た者がいない場合は、会長選出方法に順ずる。第二副会長は、会長および第一副会長当選者を除いた理事を被選挙人とし、有効投票数の過半数の得票を得た者とする。過半数を得た者がいない時は、会長選出方法に順ずる。
- 6 理事長は、理事の互選とする。

### 附則

- 1) 平成17年10月8日 理事会承認

### 3. 大阪体育学会名誉会員の推薦に関する規程

- 1 会則第6条2に基づき、名誉会員の推薦に関する本規程を定める。
- 2 名誉会員は会費を免除され、会員に準ずる権利を有するが、会長、副会長、理事の被選挙権及び選挙権は有しない（会則第11条、役員選出方法に関する規程5および6）。
- 3 理事会は、原則年齢65歳以上で、特に学会に対して貢献のあった会員を名誉会員として総会に推薦する。なお、役員の任期中に名誉会員になることはできない。
- 4 学会への貢献度は、以下によって評価する。
  - 1) 学会運営に対する貢献（会長、副会長、理事長などの役員経験等）
  - 2) 学術的貢献（著書、論文、学会発表、学会賞、奨励賞等）
- 5 会員以外で特に本学会に貢献のあった者については、別に審議する。
- 6 理事会は、年度ごとに名誉会員候補者リストを作成する。
- 7 理事会は、名誉会員候補者を審議し、本人の承諾を得た上で、総会に提案する。総会で承認が得られたら、その次年度から名誉会員となるものとする。

#### 附則

- 1) 平成23年12月17日 理事会承認
- 2) 令和6年3月17日より施行する（令和6年3月17日より内規から規程に変更）。

#### 4. 大阪体育学研究編集委員会規程

- 1 会則第3条3および第4条による大阪体育学会編集委員会（以下委員会）の運営は本規程により行うものとする。
- 2 委員会は大阪体育学研究（OSAKA RESEARCH JOURNAL OF PHYSICAL EDUCATION）の編集に関して次の任務にあたる。
  - 1) 編集発刊に関する一切の業務
  - 2) 投稿された論文の審査依頼、原稿の分類および原稿掲載可否の決定
  - 3) その他編集に関する事項
- 3 委員会は大阪体育学会理事より会長が委嘱する。委員の任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。
- 4 委員会に委員長および副委員長を置く。委員長および副委員長は会長が委嘱する。
- 5 論文の審査規程および編集に関する事項は別に定める。
- 6 委員会の召集、開催については委員長が行う。

#### 附則

- 1) 平成3年12月15日より施行する。
- 2) 平成29年4月1日より施行する。
- 3) 令和6年3月17日より施行する。

## 5. 大阪体育学研究編集規程

- 1 大阪体育学研究編集委員会規程に定められた大阪体育学研究の発行に関する事業を行うため、この規程を設ける。
- 2 大阪体育学研究は大阪体育学会の機関誌として年1回発行するものとし、その時期は原則として2月1日とする。
- 3 本機関誌に掲載する論文は原則として次の通りとする。
  - 1) 総説
  - 2) 原著論文
  - 3) 実践研究
  - 4) 短報
  - 5) 問題提起
  - 6) その他
  - 7) 二次出版
- 4 別冊は実費とする。
- 5 本機関紙に掲載された論文などの著作権の一切（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、本学会に帰属又は譲渡されるものとする。ただし、論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う。

### 附則

- 1) 平成3月12月15日より施行する。
- 2) 平成9年11月22日より施行する。
- 3) 平成19年3月24日より施行する。
- 4) 平成25年12月7日より施行する。
- 5) 平成26年3月1日より施行する。
- 6) 平成29年4月1日より施行する。
- 7) 令和6年3月17日より施行する。

## 6. 大阪体育学研究論文審査規程

- 1 大阪体育学研究編集委員会規程に定められた大阪体育学研究に投稿された論文の審査に関する事業を行うため、この規程を設ける。
- 2 事務局に送付された原稿は、その受付以後の最初の委員会に提出され、投稿者の希望する研究領域を参考として、委員会によって決定された複数の審査員の審査を受けるものとする。
- 3 投稿者あるいは共同研究者は、その論文の審査員になることはできない。
- 4 担当審査員は投稿論文が大阪体育学研究投稿規程に示された基準に沿っているか否かを検討し、掲載の適否を概要4段階によって評定し、その結果と根拠を編集委員長に報告する。
- 5 論文審査の期間は原則として3週間以内とする。
- 6 審査員が論文審査に困難が生じた場合には審査結果の報告書に次の事項を記入し、論文受領後1週間以内に編集委員長に送付する。
  - 1) 困難な理由
  - 2) 他に審査委員として適当と思われる人
  - 3) その他の意見
- 7 投稿論文の大阪体育学研究への掲載可否についての最終決定は編集委員会が決定する。

### 附則

- 1) 平成3年12月15日より施行する。
- 2) 平成8年11月11日より施行する。
- 3) 平成23年12月23日より施行する。
- 4) 平成29年4月1日より施行する。
- 5) 令和6年3月17日より施行する。

## 7. 大阪体育学研究投稿規程

- 1 本誌に投稿（第 1 著者：ファースト・オーサー）できるのは、大阪体育学会会員に限る。また、共同研究者には、他学会所属会員を加えることができる。但し、編集委員会が必要と認めた場合は、会員以外にも寄稿を依頼することができる（依頼論文）。共同研究者に他学会所属者が加わっている投稿論文の場合には、氏名、所属および他学会所属名を記した別紙書類を添付する。さらに同論文が受理された場合には、他学会所属者は臨時会員となり、4,000 円を学会事務局に納付する。
- 2 論文の種類は総説（Review）、原著論文（Original Investigation）、実践研究（Applied research）、短報（Brief report）、問題提起（Identifying problems）とする。投稿論文は体育学研究領域（身体運動文化領域、スポーツ領域、健康領域、教育領域）における完結した未発表のもの、他誌に投稿中でないもの、かつ他の著作権を侵害しないものに限る。ただし、他誌に発表されたものであっても、下記の定義および条件に該当する場合は、二次出版（secondary publication）としての投稿を認める（本誌に掲載された論文の著作権は大阪体育学会に帰属する）。

### 二次出版の定義

- 1) 欧文誌に掲載された論文を、和文で「大阪体育学研究」に投稿する場合。
- 2) 「大阪体育学研究」に掲載された和文論文を、欧文誌に投稿する場合。

### 二次出版の条件

- 1) 双方の編集委員会の許可を得ること。
  - 2) 初出誌が発行されてから 1 週間以上経過していること。
  - 3) 初出誌の論文データや結果・考察を正確に反映させること。
  - 4) 脚注に初出誌の雑誌名（巻、号、年）を明記すること。
- 3 論文の作成に際して、「一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会 研究倫理綱領」を遵守し、著作権の侵害、剽窃・盗用・二重投稿等の不正行為をしてはならない。また、一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会の「研究者の倫理について（覚書）」も参照し、研究対象者や被験動物の取り扱いについて十分に配慮するとともに、実際に配慮した点や、所属機関等の研究倫理委員会の承認を得ている場合にはその旨を論文中に明記する。
  - 4 投稿論文は和文または英文とし、計量単位は原則として国際単位形（SI）とする。
  - 5 原稿掲載の時期は、随時とする。
  - 6 本誌に掲載された原稿は、原則として返却しない。
  - 7 原稿は、原則として文書作成ソフト Word で作成し、A4 版、横書き、全角 40 字 20 行とする。文字の大きさは 12 ポイントを目安とし、上下左右余白は 25mm、英文綴

りおよび数値は半角とする。本文はひらがな現代かなづかいとし、外国語はかな書きする場合はカタカナにする。本文の各ページの左側余白には行番号、各ページ下中央にはページ番号を付ける。

- 8 原稿の枚数は原則として、短報、問題提起などは図表を含めて刷り上り 4 頁以内、総説、原著論文、実践研究、二次出版論文は図表を含めて刷り上り 10 頁以内とする。なお、タイトル頁、本文を含めて 10 頁（約 15,000 字相当）を越える場合、および特別の費用を要する場合は寄稿者の負担（当分の間、1 頁当たり 5000 円）とする。
- 9 図・表・写真は必ず、A4 版以内の大きさでそのまま印刷が可能な原稿とし、写真は白黒のものとする。図・表・写真は、1 つをおよそ刷り上り半頁とみなして作成する。文字の大きさについては、縮小された場合のことを想定して適切な大きさとなるよう注意する。
- 10 図・表・写真にはそれぞれ通し番号とタイトルをつけ、本文とは別に引用文献の後に番号順に一括する。また、図・表・写真の挿入箇所には、必ず本文の余白または行間に赤字により指示する。図表は、横幅が 6.8cm または 14.6cm、あるいは横長 1 ページの大きさに印刷されることを考慮して作成する。そして、そのいずれかの大きさをタイトルの下に赤字で指定する。
- 11 本文中での文献の記載は、原則として、著者・出版年方式（author-date method）とする。また、引用文献は、原則として、本文の最後に著者名をアルファベット順に一括し、雑誌の場合には、著者・西暦年号・題目・雑誌名・巻号・ページの順とし、単行本の場合は著者・西暦年号・書名・版数・発行所・ページの順に記載する。なお、引用および注記の仕方の詳細は、一般社団法人 日本体育・スポーツ・健康学会発行、「体育学研究」『投稿規程』および『投稿の手引き』を参照すること。
- 12 すべての原稿には表題、所属、氏名の英文を必ず添付すること。但し、原著論文については 200 語以内の英文抄録とその和訳を添付すること。
- 13 原稿は、オリジナル原稿と著者名及び所属機関を削除した標題のページ 1 部とする。また原稿の標題のページには（1）審査を希望する研究領域名（身体運動文化領域、スポーツ領域、健康領域、教育領域）、（2）論文の内容分類、（3）3 ないし 5 のキーワード、（4）25 字以下の副題（ランニングタイトル）、（5）オリジナル原稿の表紙には連絡先の住所、電子メールアドレス、電話番号（携帯電話）を明記する。
- 14 公平な審査を期するため、謝辞および付記等は論文の受理後に書き加える。
- 15 英文原稿は原則として文書作成ソフト Word で、半角、ダブルスペースで作成する。図表説明のスペースはシングルとする。上下左右の余白は 25mm とし、ほぼ 27 行にわたって書く。英文による題目の下に著者名(ローマ字)、著者名の下に所属する機関

名の正式英語名称にそえて書く。刷り上り 10 頁以内(刷り上り 1 頁はおおよそ 600 字)とする。

- 16 投稿原稿は上記の規程により作成し大阪体育学会ウェブサイト (<https://www.osaka-taiikugakkai.jp/>) の機関誌論文投稿 (<https://www.osaka-taiikugakkai.jp/ronbuntoko/index.html>) に記載の手順に従って送付する。ただし、審査後の再提出原稿は、大阪体育学研究編集委員長宛に電子ファイルで送付する。
- 17 論文は編集委員会による審査を受けるものとする。論文の掲載可否および掲載時期は、編集委員会において決定する。
- 18 編集委員会より訂正を求められた論文は 75 日以内に再提出することとする。
- 19 編集委員会において掲載が承認された論文は、電子ジャーナルとして公開された後、冊子として刊行される。
- 20 本規程に反しているものは掲載しない。

#### 附則

- 1) 平成3年12月15日より施行する。
- 2) 平成11年3月27日より施行する。
- 3) 平成17年3月27日より施行する。
- 4) 平成19年2月28日より施行する。
- 5) 平成23年3月20日より施行する。
- 6) 平成26年3月1日より施行する。
- 7) 平成29年4月1日より施行する。
- 8) 令和5年3月19日より施行する。
- 9) 令和6年3月17日より施行する。

### 7-1. 二次出版論文の取り扱い内規

- 1 大阪体育学研究投稿規程2に基づき、二次出版を円滑ならしめるために本規程を定める。
- 2 投稿時に、一次出版の別刷り3部（コピー可）または電子ファイルを提出させる。
- 3 論文審査委員は2名とする。判定は、重大な問題点がなければ「そのまま掲載可」とし、重大な問題点があれば「掲載不可」とする。
- 4 審査時に一次出版の論文を添えるので、審査の際に著者名等のマスキングは行わないこととする。
- 5 論文種別は「二次出版論文」とする。一次出版時の論文種別は一次出版の情報とともに注釈に掲載する。
- 6 受付日および受理日は、通常の投稿と同じように掲載する。

#### 附則

- 1) 平成26年3月1日 理事会承認
- 2) 令和6年3月17日 理事会承認

## 8. 大阪体育学会学会賞および奨励賞規程

### 1 目的

体育学に関する優れた研究業績を表彰することによって、研究意欲の高揚と本学会の学術水準の向上を目的とする。

### 2 受賞候補者の資格

大阪体育学会の会員で、学会賞は年齢に関係なく、奨励賞は論文受理時に40歳未満であることとする。受賞対象者は、学会賞では筆頭著者（ファーストオーサー）、奨励賞は共同研究者を含む全員とする。但し、学会賞と奨励賞は同一人を対象としない。

### 3 対象となる研究業績

前年度に刊行された「大阪体育学研究」の中から優れた論文に対して授与する。

### 4 表彰

表彰は、総会で賞状および副賞を授与する。

### 5 選考委員会

選考委員会の構成は、理事会で定める。

### 6 選考委員会内規

別に定める。

### 7 受賞者の決定

受賞者は、選考委員会の推薦を受けて理事会で決定する。

### 8 その他

本規程に定められない事項に関しては、理事会において決定する。

## 附則

- 1) 平成7年7月29日より施行する。
- 2) 平成9年3月16日より施行する。
- 3) 平成18年3月19日より施行する。
- 4) 平成23年3月20日より施行する。

## 8-1. 大阪体育学会学会賞および奨励賞選考委員会内規

- 1 学会賞および奨励賞規程6に基づき、学会賞および奨励賞の選考に関する内規を設ける。
- 2 学会賞および奨励賞の選考委員は、5名とし、理事会において会長、副会長、理事の中から選出する（学会賞および奨励賞規程5）。但し、学会賞および奨励賞の推薦者と学会賞候補の共同研究者は選考委員になることはできない。
- 3 選考委員会は、委員長1名を互選によって決定する。
- 4 選考委員長は、委員会を代表し議長となる。
- 5 選考委員会は、委員4名以上の賛成をもって学会賞候補者1名、奨励賞候補2名までを決定し、理事会に推薦する（学会賞および奨励賞規程7）。

### 附則

- 1) 平成18年6月17日 理事会承認
- 2) 平成22年10月1日 理事会承認

## 9. 大阪体育学会研究助成規程

- 1 目的  
本研究助成は、本学会会員の研究活動の活性化を図ることを目的とする。
- 2 採択者の資格  
大阪体育学会の会員に限るものとする。
- 3 研究助成金額  
各年度、1件につき10万円とする。
- 4 研究助成件数  
各年度、2件までとする。
- 5 採択方法  
採択者の決定については、研究助成委員会が候補者を理事会に推薦し、理事会において審議する。
- 6 研究助成期間  
研究助成の期間は、原則として交付の決定から翌年の3月末日までとする。
- 7 研究助成金の使途  
研究助成金は、原則として申請時に提出した予算支出に準じて使用することとする。
- 8 研究助成採択の条件  
本研究助成に採択された研究は、その成果を大阪体育学会大会での発表および大阪体育学研究に論文投稿することとする。

### 附則

- 1) 令和5年3月19日より施行する。

## 10. 会員情報管理規程

- 1 目的  
この規程は、大阪体育学会（以下「本学会」という）の個人情報保護方針に基づき会員情報の管理、保護に関し必要な事項を定める。
- 2 会員情報の収集  
会員情報の収集は情報の漏洩防止対策を施した上で、会員個人から適正な手段により直接収集する。
- 3 会員情報の開示  
氏名は、役員選挙時に作成される選挙人名簿で会員にのみ開示される。
- 4 会員情報の管理  
会員情報は、紙、電子データなど媒体の種類を問わず、鍵またはセキュリティ（含、パスワードの設定）のかかる保管場所に保管する。いかなる媒体の会員情報も、当該情報へのアクセス権（閲覧、利用、変更等）は理事長および理事会の承認を得た役員、または理事が許可した者とする。なお、退任者の権限は速やかに削除する。
- 5 会員情報の利用  
会員情報は本学会の運営（入・退会管理、会費徴収、会員情報管理、選挙等）以外の目的で利用することはできない。
- 6 会員情報の第三者への提供  
会員情報は以下に掲げる場合を除き、本人の了承なしに第三者に提供することはできない。  
(1)郵送等の業務代行業者に該当する会員について、住所、氏名等必要最小限の会員情報を提供する場合  
(2)日本体育・スポーツ・健康学会に必要な会員情報を提供する場合  
(3)学会大会組織委員会に必要な会員情報を提供する場合  
(4)表彰のために必要な範囲で提供する場合  
(5)法令に基づき提供が必要な場合
- 7 その他  
この規程に定められていない事項に関して、緊急の対応を要する場合は、理事会の承認を経て行うものとする。
- 8 改廃  
この規程は、理事会の決議により改正することができる。

### 附則

- 1) 令和8年4月1日から施行する。

## 11. 会員情報管理システム利用規程

ユーザーの皆様は大阪体育学会会員情報管理システム（以下「システム」という）の利用に際して、必ずこの規程に同意の上、ご利用下さい。

### 1 定義

この規程は、大阪体育学会（以下「本学会」という）会員情報管理システムの利用に関し、会員および本学会が利用を認めた者に適用される事項を定めるものである。

### 2 利用者

- (1)本学会の会員は、会員である期間、自己の情報に限りシステムを利用することができる。
- (2)理事長および理事会の承認を得た役員が許可した者は、本学会の「会員情報管理規程」に基づき、必要な範囲で会員情報を閲覧し、利用することができる。

### 3 会員情報管理システム

本学会は会員情報管理のために「学会バンク」を利用し、「学会バンク」のユーザー利用規約を遵守する。

### 4 利用者の注意義務

利用者は、以下の注意義務を負うものとする。

- (1)会員個人が情報の変更を行うことによって生じた誤りは、会員個人がその責任を負う。
- (2)システムの利用者は、パスワードについて第三者に知られないよう厳重に管理する。

### 5 禁止事項

システムの利用にあたっては、以下の行為が禁止される。

- (1)法令に違反する行為及び違法な行為を勧誘又は助長する行為
- (2)他の利用者のアクセス又は操作を妨害する行為
- (3)システム運営を妨害する行為
- (4)他人の名誉、信用、プライバシー権、パブリシティ権、著作権、その他の権利を侵害する行為
- (5)情報を改ざん・消去する行為又は事実と反する情報を送信・掲示する行為
- (6)他の利用者の個人情報を収集・蓄積する行為
- (7)許可なく情報をコピー・複製し、その他の目的に利用する行為
- (8)同じアカウントを複数人で利用する行為
- (9)その他、本学会が不適切と判断した行為

以上の行為が確認された場合、システムの利用停止、掲載情報の変更、登録削除、損害賠償請求を含めたしかるべき処置をとるものとする。

## 6 システム利用の中断・終了

本学会は、システムを常に良好な状態で利用するため、次のいずれかに該当すると判断した場合、利用者に何ら催告することなく、一時的にシステムを中断できるものとする。この場合に利用者に生じた損害について、本学会は一切責任を負わないものとする。

(1)保守を定期的又は緊急に行う場合

(2)システムに負荷が集中した場合

(3)システムの運営に支障が生じると理事会又は常務理事が判断した場合

(4)利用者のセキュリティを確保する必要性が生じた場合

(5)火災、停電等により、システムの利用提供ができなくなった場合

(6)地震、噴火、洪水、津波等の天災、その他やむを得ない事情によりシステムの利用提供ができなくなった場合

(7)その他、運用上、技術上、本学会がシステムの一時的中断を必要と判断した場合

また、システムは理事会の判断により全部又は一部を終了できるものとする。なおシステム終了日時については利用者へ通知を行うものとする。

## 7 システム内容の変更

本学会は、理事会の承認を経て、必要に応じてシステムの内容を変更することができる。変更に伴い利用者に生じた損害について、本学会は一切責任を負わないものとする。

## 8 その他

この規程に定められていない事項に関して、緊急の対応を要する場合は、理事会の承認を経て行うものとする。

## 9 改廃

この規程は、理事会の決議により改正することができる。

## 附則

- 1) 令和8年4月1日から施行する。